

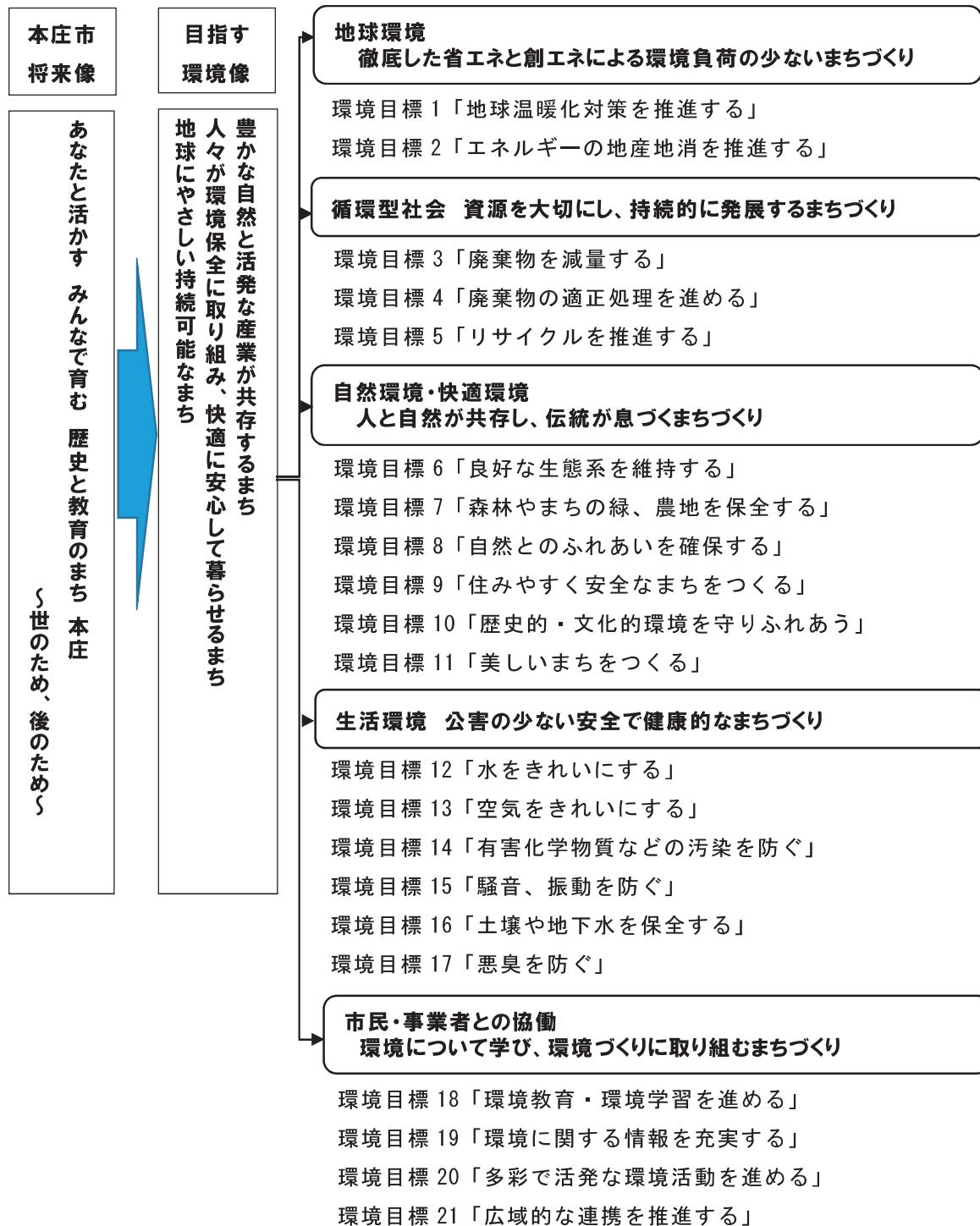
第 4 章

環境保全行動の展開

目指す環境像を実現するため、基本方針毎に
次のような施策の体系に沿って環境の保全と
創造を推進します。

- 1 地球環境
環境目標 1~2
- 2 循環型社会
環境目標 3~5
- 3 自然環境・快適環境
環境目標 6~11
- 4 生活環境
環境目標 12~17
- 5 市民・事業者との協働
環境目標 18~21





地球環境

環境目標 1 地球温暖化対策を推進する	○地球温暖化対策の推進
環境目標 2 エネルギーの地産地消を推進する	○エネルギー使用量の削減 ○再生可能エネルギーの活用

循環型社会

環境目標 3 廃棄物を減量する	○ごみの排出抑制
環境目標 4 廃棄物の適正処理を進める	○ごみの適正処理
環境目標 5 リサイクルを推進する	○リサイクルの推進

自然環境・快適環境

環境目標 6 良好的な生態系を維持する	○生き物の生息、生育環境の保全と創出 ○希少動植物の保護、外来種への対策
環境目標 7 森林やまちの緑、農地を保全する	○森林の保全 ○森林の多目的利用 ○水辺の保全 ○農地の保全 ○公有地内の緑化 ○民有地内の緑化 ○樹林地、巨木等の保全
環境目標 8 自然とのふれあいを確保する	○動植物とふれあう場の保全と創出 ○緑、土、水辺とふれあう場の保全と創出
環境目標 9 住みやすく安全なまちをつくる	○人にやさしい安全な道づくり ○交通安全対策の推進 ○市街地の整備 ○災害に強い環境づくり、災害時における公害対策、治山・砂防対策
環境目標 10 歴史的・文化的環境を守りふれあう	○歴史的文化財の保全 ○歴史的・文化的環境とのふれあい創出
環境目標 11 美しいまちをつくる	○美しい景観の保全と創出 ○不法投棄・ポイ捨ての防止

生活環境

環境目標 12 水をきれいにする	○生活排水対策 ○事業活動に伴う排水対策 ○監視・調査の継続実施 ○下水道整備の推進
環境目標 13 空気をきれいにする	○大気汚染防止対策 ○事業活動に伴う排ガス対策 ○監視・調査の継続実施
環境目標 14 有害化学物質などの汚染を防ぐ	○有害化学物質の排出防止対策 ○監視・調査の継続実施
環境目標 15 騒音、振動を防ぐ	○自動車の騒音・振動対策 ○事業活動に伴う騒音・振動対策 ○近隣騒音 ○監視・調査の継続実施
環境目標 16 土壤や地下水を保全する	○土壤汚染対策 ○地下水保全対策 ○監視・調査の継続実施
環境目標 17 悪臭を防ぐ	○悪臭防止対策

市民・事業者との協働

環境目標 18 環境教育・環境学習を進める	○地域の環境学習の推進 ○小中学校における環境教育の推進
環境目標 19 環境に関する情報を充実する	○環境情報システムの整備、環境情報の提供
環境目標 20 多彩で活発な環境活動を進める	○地域における環境保全活動の推進 ○環境保全活動を通じた交流・協力の推進
環境目標 21 広域的な連携を促進する	○広域的な連携の促進

1. 地球環境

環境目標 1 地球温暖化対策を推進する

■ 地球温暖化対策の推進

主体	取組内容	
市	○二酸化炭素※の吸収源となる緑の保全と創出に努めます。 ○本庄市地球温暖化実行計画及び本庄市環境マネジメントシステム※により、庁内に低公害車※を導入する等、温室効果ガス※排出量の削減を行い、地球温暖化対策に取り組みます。	全職員
	○公共交通機関（バス・電車）の利用を呼びかけます。 ○電気・ガス・上水・ガソリン等の使用削減に努め、呼びかけます。 ○エコライフ DAY の普及により、環境に配慮した生活の啓発に努めます。	環境推進課
	○森林等の緑について、二酸化炭素※の吸収源として適切な施業が行われるよう、管理団体等を支援します。	農政課
	○電気自動車の普及促進を目的として、公共施設等の新設時には急速充電器の導入を検討します。	関係各課
市民	○二酸化炭素※や自動車排ガスの削減のため、低公害車※の購入に努めます。 ○日常生活の中で出来る環境にやさしい行動の実践に努めます。 ○外出の際には、自転車や公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えます。 ○電気・ガス・上水等の節約を心がけます。 ○エコライフ DAY に参加し、環境に配慮した生活について考えます。 ○太陽光発電など再生可能エネルギー※の利用に努めます。	
事業者	○二酸化炭素※や自動車排ガスの削減のため、低公害車※の購入に努めます。 ○事業活動の中で出来る環境にやさしい行動の実践に努めます。 ○電気・ガス・上水等の節約を心がけます。 ○エコライフ DAY に参加し、環境に配慮した事業活動について考えます。	



環境目標2 エネルギーの地産地消を推進する

■エネルギー使用量の削減

主体	取組内容	
市	○省資源・省エネルギーに関する取組を啓発します。 ○エネルギーや資源の省力化による使用量削減に努め、呼びかけます。 ○市民等へエネルギー使用量の削減に関する取組(緑のカーテン等)を推進します。 ○市民等へ省エネルギー製品※の購入を推進するとともに、エネルギー使用量削減に関する情報の発信を行います。	環境推進課
	○建物の断熱化の推進等、エネルギー効率の良い施設の整備を呼びかけます。	建築開発課
市民	○省エネルギー製品※を購入するよう努めます。 ○住宅の断熱化を進めます。 ○本市のホームページ等から省エネルギーに関する情報を収集し、取組に努めます。	
事業者	○省エネルギー施設整備に協力します。 ○省エネルギー製品※の研究開発に努めます。 ○事務所等の断熱化を進めます。 ○必要に応じて省エネ診断等を利用し、診断に基づく設備等の適正な省エネに努めます。	

■再生可能エネルギーの活用

主体	取組内容	
市	○再生可能エネルギー※の活用を促進します。	環境推進課
市民	○再生可能エネルギー※の活用について積極的に検討します。	
事業者	○再生可能エネルギー※の活用について積極的に検討します。	



平成28年度本庄市緑のカーテンコンテスト優秀賞

2. 循環型社会

環境目標3 廃棄物を減量する

■ごみの排出抑制

主体	取組内容	
市	○エコクッキングやマイバッグの利用など、ごみの減量につながる活動を推奨します。 ○ごみの発生抑制の対策を進めます。 ○ごみの適切な排出方法について普及啓発に努めます。 ○生ごみ水切り運動等を通して、ごみの減量化に関する情報を積極的に発信します。 ○事業者に対してごみの排出抑制に関する指導を行います。	環境推進課
	○農業用廃プラスチック等のリサイクル*による環境保全型農業*を支援します。	農政課 環境産業課
	○グリーン購入*・エコマーク*商品の購入を積極的に進めます。	財政課
	○公共施設・公共工事から排出されるごみの削減に努めます。	関係各課
	○公共施設から出る紙類の削減を図るとともに再生紙の利用や再資源化を進めます。	全職員
	○エコクッキングやマイバッグの利用により、ごみの減量に取り組みます。 ○生ごみ水切り運動等を通して、生ごみの減量化に努めます。 ○グリーン購入*・エコマーク*商品の購入を積極的に進めます。 ○ごみの削減やリサイクル*について、自治会やボランティア団体に協力します。	
市民	○ごみの徹底した分別により、ごみの減量に取り組みます。 ○事業に必要な原材料等は、再生資源等、環境に配慮した製品を使用します。 ○プラスチックのリサイクル*を行います。 ○グリーン購入*・エコマーク*商品の購入を積極的に進めます。	
事業者	○ごみの削減にご協力ください。 ○ごみのホイ搞定めよう。	



環境目標 4 廃棄物の適正処理を進める

■ごみの適正処理

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別ルールをわかりやすく掲示し、普及啓発に努めます。 ○児玉郡市広域市町村圏組合と連携し、ごみ処理施設（児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター）の適正な管理に努めます。 ○ごみ収集所の設置及び管理に関し適切な指導を行います。 	環境推進課 環境産業課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭ごみの分け方・出し方のルールを守ります。 ○ごみ収集所の適切な維持管理に努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業ごみの出し方のルールを守ります。 ○産業廃棄物は処理業者に依頼して、適切に処理します。 	

●拠点回収

- ・市役所や公民館などで資源ごみの拠点回収を行っています。
- ・各施設の開庁（館）時間内に排出してください。

回収場所	ペットボトル	飲料用缶	びん類・その他の缶	牛乳パック	廃食用油	乾電池
市役所	●	●	●	●	—	●
アスピアこだま	●	●	—	●	●	●
はにぽんプラザ	●	●	—	●	—	—
セルディ・本庄・本庄東・本庄西・本庄南・藤田・仁手・旭・北泉・共和公民館	●	●	●	●	●	●
児玉公民館別館	●	●	●	●	—	●

※注意事項

- ・蛍光灯は「有害ごみ」の日にお出しください。
- ・牛乳パックは洗って開き、よく乾かしてからお出しください。
- ・廃食用油は植物油のみ回収対象となります。

●家電・小型家電のリサイクル

- ・家庭用機器等、家電リサイクル法・小型家電リサイクル法により定められた製品はリサイクル*にご協力ください。
- ・詳しくは市のホームページに掲載される各機器のページをご覧ください。
各機器のページ「特定家庭用機器（家電リサイクル法対象品目）の処分について」「使用済小型電子機器（小型家電）のリサイクル」

・家電リサイクル法対象品目

特定家庭用機器：テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電 4 品目

・小型家電リサイクル法対象品目

使用済小型電子機器：携帯電話、パソコン、デジタルカメラなど、28 分類の小型家電

環境目標 5 リサイクルを推進する

■リサイクルの推進

主体	取組内容	
市	○缶・びん・ペットボトル等の資源ごみ分別収集事業を継続して行い、再資源化を推進します。 ○集団資源回収等のリサイクル※活動へ支援を行います。 ○資源回収場所等、リサイクル※活動に関する普及啓発を行います。 ○資源回収の回数や場所等、必要に応じて、市民の実状に合わせた回収方法の見直しを検討します。	環境推進課
	○リサイクル※、グリーン購入※に努めます。	全職員
市民	○不用品等のリサイクル※に努めます。 ○リサイクル※等を徹底し、資源となるものは分別し、ごみを正しく出します。 ○缶・びん・ペットボトル等の資源ごみ分別収集に協力します。 ○集団資源回収等へのリサイクル※活動へ参加します。 ○資源化に関する情報等を積極的に利用します。	
事業者	○不用品等のリサイクル※に努めます。 ○缶・びん・ペットボトル等のリサイクル※が可能なものの再資源化に努めます。 ○資源化に関する情報等を積極的に利用します。	

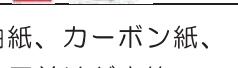
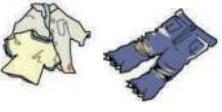
●集団資源回収

- ・PTA や子ども会などの集団資源回収にご協力ください。
- ・回収品目は実施している団体により異なりますのでご注意ください。
- ・年間予定表は「広報ほんじょう 5月号」等をご確認ください。

*以下の場所では、毎月 1 回回収しています。

*回収予定日は、毎月の広報ほんじょう ECO ガイドに掲載されています。

本庄地域： 本庄南公民館 第 2 土曜日 (午前 9~11 時まで) 紙類, 布類, 金属類
 本庄市役所 第 3 日曜日 (午前 9~11 時まで)
 (午後 1~3 時まで) 紙類, 金属類
 児玉地域： アスピアこだま 第 1 日曜日 (午前 9~11 時まで) 紙類, 金属類

	紙類	布類	金属類
主な品目	新聞紙(広告含む)  牛乳パック  雑誌類  段ボール  雑紙(紙袋、紙箱、包装紙等) 	衣類 	飲料用缶 (アルミ製・スチール製) 
回収できないもの	感熱紙、油紙、カーボン紙、 写真、圧着はがき等	タオル、シーツ、 毛布等	飲料用缶以外の 金属製品

3. 自然環境・快適環境

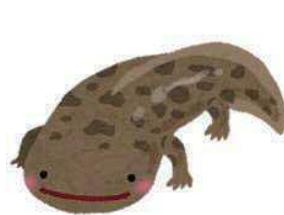
環境目標 6 良好的な生態系を維持する

■生き物の生息、生育環境の保全と創出

主体	取組内容	
市	○公共施設等の整備に関する計画策定や事業実施にあたっては、環境影響評価※や市民等の意見を聴きながら自然環境への配慮に努めます。	関係各課
	○動植物の住みやすい森林・池・緑地、河川等の環境の保全・創出に努めます。	環境推進課 都市計画課 農政課 環境産業課
市民	○家の庭等に木・草花を植栽し、野鳥等の生息場所の確保に努めます。 ○身近な公園、緑地、水辺等の自然の豊かな場所の保全に協力します。	
事業者	○工事は生態系※に配慮した工法や時期を選択し、工事完了後には環境の復元に努めます。 ○事業所内の緑地や周辺の農地、水辺の環境保全に努めます。	

■希少動植物の保護、外来種への対策

主体	取組内容	
市	○希少動植物が生息、生育できる環境の保全・創出に努めます。 ○市民における外来生物の飼育、栽培等について、適切な管理の普及啓発に努めます。 ○希少動植物及び外来生物の生息域及び被害状況等の情報収集に努め、必要に応じて対策を行います。	環境推進課
市民	○希少動植物の保護に協力します。 ○生物保護に関する情報提供を行います。 ○野生生物種の減少の問題に関する知識を深めます。	
事業者	○開発にあたっては、野生の動植物への影響調査を行い、適切な保全対策を行います。 ○野生生物種の減少の問題に関する知識を深めます。	



環境目標 7 森林やまちの中の緑、農地を保全する

■森林の保全

主体	取組内容	
市	○森林整備計画に則した適正な森林の保全と活用を図ります。 ○林業の活性化のため、担い手育成の支援を検討します。	農政課
市民	○森林の維持・管理活動に参加します。 ○林業の担い手の育成に協力します。	
事業者	○森林の維持・管理活動に参加します。 ○林業の担い手の育成に協力します。	

■森林の多目的利用

主体	取組内容	
市	○地域産木材の利用促進に努めます。 ○自然観察会や森林に関する環境学習を実施し、林業や森林に関して理解を深める取組の実施に努めます。	農政課 環境推進課
市民	○森林と共生林の整備に協力します。 ○地元の木材などの積極的な活用に努めます。 ○自然観察会等の体験イベントに参加し、林業や森林に対する理解を深めます。 ○緑の少年団の活動に参加します。	
事業者	○複層林の造成や維持管理等、多様な森林施業の取組を実施します。 ○地元の木材の有効な利用方法を検討します。 ○間伐材の有効な利用方法を検討します。 ○自然観察会等の体験イベントに参加・協力します。 ○緑の少年団の活動を支援します。	

■水辺の保全

主体	取組内容	
市	○貴重な自然環境と自然景観を有する河川の保全に努めます。	環境推進課
市民	○水辺の保全のため、ごみの持ち帰りを心がけます。 ○水辺の清掃活動へ積極的に参加します。	
事業者	○工事によって変更される水辺空間は、工事完了後には復元に努めます。 ○水辺の清掃活動へ積極的に参加します。	

■農地の保全

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○農業後継者の確保・育成を推進します。 ○契約栽培等、生産者と消費者を直接結ぶ施策を推進します。 ○学校給食に安全な地元の農産物の供給を推進します。 ○環境にやさしい農業を推進する「有機 100 倍運動」を通じて、食の安全や生物多様性保全への取組を進めます。 ○農道、用排水路整備事業等、自然環境に配慮した農業基盤の整備を進めます。 	農政課 環境産業課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○農業の良さ等を伝え、農業後継者の育成に協力します。 ○農産物直売所を積極的に利用します。 ○地元の農産物を積極的に購入します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○農業後継者の育成に努めます。 ○地元の農作物や有機栽培等の売場を増やします。 ○学校給食への安全な地元の農作物使用に協力します。 ○減農薬栽培や有機栽培等の環境保全型農業※に積極的に取り組みます。 ○農道、用排水路整備事業等、自然環境に配慮した農業基盤の整備に協力します。 	

■公有地内の緑化

主体	取組内容	
市	○道路沿道の緑化等、街路樹の適切な維持管理に努めます。	道路整備課
	○学校や公園等、公共施設内の緑化に努め、適切な維持管理に努めます。	関係各課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○道路沿線の緑化等、街路樹の整備や維持管理に協力します。 ○公共施設の緑地の整備や維持管理に協力します。 ○ポケットパーク等の維持管理に協力します。 	
事業者	○道路沿線の緑化等、街路樹の整備や維持管理に協力します。	

■民有地内の緑化

主体	取組内容	
市	○地区計画、建築協定内及び緑地協定を活用して、民有地における緑化の誘導を図ります。	都市計画課 建築開発課
	○広報及びホームページを活用して、市民が緑化に取り組みやすい緑の情報を提供します。	都市計画課
	○開発等における緑化の指導を継続して行います。	建築開発課
市民	○生垣等による緑化に努めます。 ○苗木の植樹等による緑化推進に協力します。	
事業者	○工場敷地内の緑化に努めます。 ○開発等においては緑化を図ります。	

■樹林地、巨木等の保全

主体	取組内容	
市	○段丘斜面林は市街地に残された貴重な自然空間として、保全に努めます。 ○「ほんじょう緑の基金」を引き続き活用し、樹木・樹林の保全に努めます。 ○市民参加による樹木・樹林の維持・管理活動の機会の創出に努めます。	都市計画課
	○屋敷林※・社寺林※の保全を検討します。	関係各課
	○巨木等の貴重な天然記念物を保護します。	文化財保護課
市民	○緑の基金に協力します。 ○市民参加による樹木・樹林の維持・管理活動に参加します。 ○屋敷林※・社寺林※を適正管理し、次の世代に引き継ぎます。	
事業者	○樹林地※の減少につながる開発を控えます。 ○緑の基金に協力します。 ○市民参加による樹木・樹林の維持・管理活動に参加します。 ○屋敷林※・社寺林※を適正管理し、次の世代に引き継ぎます。	



環境目標 8 自然とのふれあいを確保する

■動植物とふれあう場の保全と創出

主体	取組内容	
市	○小学校において、動植物とふれあう機会の創出を図ります。	学校教育課 環境推進課
	○生き物に関する知識や意識を高めるため、市民参加による自然観察会や自然環境調査を開催します。	生涯学習課
市民	○自然観察会や自然環境調査に参加します。	
事業者	○自然観察会や自然環境調査の開催に協力します。	

■緑、土、水辺とふれあう場の保全と創出

主体	取組内容	
市	○市民参加による水辺環境の清掃活動を支援します。 ○水に親しめる公園を利用する等、各種行事における水辺とふれあう機会を設けます。	環境推進課
	○市民の農業への理解と関心を深めるよう、遊休農地※を利用した観光農園・市民農園※の利用を支援します。 ○消費者の農業理解を図るため、農業イベントや交流会等を開催・支援します。 ○農業等の体験学習の実施を支援します。	農政課 環境産業課
市民	○緑化にあたっては、なるべく地域の生態系※に適した郷土種※を選びます。 ○市民による水辺環境の清掃活動に参加します。 ○観光農園・市民農園※を積極的に利用します。 ○農業イベントや交流会に参加します。 ○農業等の体験学習に参加します。	
事業者	○緑化にあたっては、なるべく地域の生態系※に適した郷土種※を選びます。 ○市民による水辺環境の清掃活動に参加します。 ○観光農園・市民農園※の運営に協力します。 ○市民とふれあえる機会をもつために、農業イベントや交流会を開催します。 ○農業等の体験学習の実施に協力します。	

環境目標9 住みやすく安全なまちをつくる

■人にやさしい安全な道づくり

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○道路側溝の整備、不法占有物※の撤去等、安全な道路の整備に努めます。 ○高齢者・障害者に配慮した歩きやすい歩道、段差の解消等バリアフリー化に努めます。 ○幹線道路の歩道整備の促進により、歩行者が安全に通行できる道路の整備に努めます。 	道路整備課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○道路側溝の整備、道路面の適正な維持管理に協力します。 ○車いすや高齢者への対策を取り入れた歩道整備等、バリアフリー化に協力します。 ○道路、歩道を不法に占有しないよう注意します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○道路側溝の整備、道路面の適正な維持管理に協力します。 ○公共公益性の高い施設については、バリアフリー化に努めます。 ○道路、歩道を不法に占有しないよう注意します。 	

■交通安全対策の推進

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○カーブミラーや道路照明灯等の安全設備を充実するとともに、快適で交通事故のないまちづくりを目指します。 ○チラシやポスター、講習会等により、自動車ドライバーの運転マナー・モラルの向上を目指します。 	危機管理課
	○駅前等における放置自転車対策を推進します。	環境推進課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○交通のルールを守り、交通安全に努めます。 ○自転車駐輪場を利用します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○案内標識や道路照明灯等の交通安全設備の整備に協力します。 ○交通のルールを守り、交通安全に努めます。 	

■市街地の整備

主体	取組内容	
市	○環境に配慮した本庄早稲田の杜地区の整備や、市街地の活性化の推進を図ります。	都市計画課
市民	○本庄早稲田の杜地区の整備や市街地の活性化に協力します。	
事業者	○本庄早稲田の杜地区の整備や市街地の活性化に協力します。	

■災害に強い環境づくり、災害時における公害対策、治山・砂防対策

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○樹林地※、水辺、公園等を適正に確保し、延焼防止対策を進めます。 ○水害対策や治水事業を進めます。 ○公共施設や災害時の避難施設を中心として、再生可能エネルギー※設備の導入を推進します。 ○市民・事業者における再生可能エネルギー※の導入を支援します。 	関係各課
	<ul style="list-style-type: none"> ○段丘斜面林を保全することにより、土砂災害等の安全性の確保に努めます。 	都市計画課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○延焼防止対策に協力します。 ○水害対策や治水事業に協力します。 ○段丘斜面林を保全することにより、土砂災害等の安全性の確保に協力します。 ○災害時に備えた再生可能エネルギー※の導入を積極的に検討します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○延焼防止対策に協力します。 ○水害対策や治水事業に協力します。 ○災害時に備えた再生可能エネルギー※の導入を積極的に検討します。 	

環境目標 10 歴史的・文化的環境を守りふれあう

■歴史的文化財の保全

主体	取組内容	
市	○歴史的文化遺産等を保全するための助成に努めます。 ○史跡及び埋蔵文化財等の数多くの歴史的文化財を保全する とともに調査研究します。	文化財保護課
市民	○歴史的文化遺産への理解を深め、その保全に協力します。 ○文化財の調査研究に協力します。	
事業者	○歴史的文化遺産への理解を深め、その保全に協力します。 ○文化財の調査研究に協力します。	

■歴史的・文化的環境とのふれあい創出

主体	取組内容	
市	○文化財の普及啓発を図るとともに、郷土の文化を紹介する 施設の整備を行います。 ○郷土の文化や優れた芸術に接する機会の拡充を図るととも に、郷土文化や伝統芸能活動等に参加しやすい環境づくり に努めます。	文化財保護課
市民	○郷土の文化や優れた芸術の保全に努め、後継者の育成に協力します。 ○郷土の文化や歴史の学習活動に参加します。	
事業者	○郷土の文化や優れた芸術の保全に努め、後継者の育成に協力します。 ○郷土の文化や歴史の学習活動に参加します。	

環境目標 11 美しいまちをつくる

■美しい景観の保全と創出

主体	取組内容	
市	○電線類の地中化や街路樹・植樹帯の整備等、地域景観に配慮した道路等の基盤整備に努めます。	道路整備課 都市計画課 道路管理課
	○中高層建物の建築について、日影・電波障害等により生活環境を阻害しないよう事業者への指導を行います。 ○良好な景観の形成のため、屋外広告物を規制します。	建築開発課
	○景観上問題となる立て看板等を撤去します。	道路管理課
	○景観美化にもなる緑肥兼景観植物の植栽を推進します。	農政課 環境産業課
市民	○地区単位における街路樹、道路整備等の景観づくりに協力します。 ○建物の建設に際しては、周辺景観に配慮します。 ○緑肥兼景観植物の植栽に協力します。	
事業者	○電線類の地中化や街路樹・植樹帯の整備等、地域景観に配慮した道路等の基盤整備に協力します。 ○建物の建設に際しては、周辺景観に配慮します。 ○中高層建物の建築について、日影・電波障害等により生活環境を阻害しないようになります。 ○緑肥兼景観植物の植栽に協力します。	

■不法投棄・ポイ捨ての防止

主体	取組内容	
市	○不法投棄を防止するため、不法投棄監視パトロールを推進します。 ○不法投棄・ポイ捨てを防止するための意識啓発を図ります。 ○犬等の糞対策のため、啓発用看板の設置等により飼い主に呼びかけます。	環境推進課 環境産業課
	○雑草等の繁茂した空き地・空き家の適正な管理を指導します。	環境推進課 環境産業課 都市計画課
市民	○不法投棄監視パトロールに協力します。 ○ごみの処理についてはルールを守り、適正に処理します。 ○犬等の糞は飼い主が処理するなど、ペットの飼育マナーを守ります。 ○所有地の適正な管理に努め、自宅周辺の清掃などに協力します。	
事業者	○不法投棄監視パトロールに協力します。 ○ごみの処理についてはルールを守り、適正に処理します。 ○所有地の適正な管理に努め、事業所周辺の清掃などに協力します。	

4. 生活環境

環境目標 12 水をきれいにする

■生活排水対策

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none">○河川の水質を保全するため、環境にやさしい洗剤や水切り袋を使用する等、生活排水に関する普及啓発を進めます。○河川の水質改善のため、排水処理施設の整備・水洗化率の向上を推進し、水質の保全に努めます。	環境推進課 下水道課
市民	<ul style="list-style-type: none">○環境にやさしい洗剤や水切り袋を使用します。○調理くずや油を下水道に流さないように努めます。○パンフレット等を利用し、水環境への理解を深め、家庭における生活排水対策に協力します。	
事業者	<ul style="list-style-type: none">○事業所からの排水を適正に処理します。○飲食業では、調理くずや油を下水道へ流さないように努めます。	

■事業活動に伴う排水対策

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none">○工場・事業場・建設作業等からの水質汚濁物質に対する排出規制と指導の強化を行います。	環境推進課
	<ul style="list-style-type: none">○公共施設・建設作業等からの排水を適正に処理します。	関係各課
市民	—	
事業者	<ul style="list-style-type: none">○工場・事業場・建設作業等からの排水を適正に処理します。○新しい排水処理技術導入に努めます。	

■監視・調査の継続実施

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none">○河川水、地下水、工場排水等の定期監視を引き続き行い、国、埼玉県、周辺自治体と連携して水質汚濁の原因究明と防止対策を進めます。	環境推進課
市民	<ul style="list-style-type: none">○河川水、地下水、工場排水等の定期監視体制に協力します。	
事業者	<ul style="list-style-type: none">○河川水、地下水、工場排水等の定期監視体制に協力します。	

■生活排水処理施設の整備の推進

主体	取組内容	
市	○公共下水道、農業集落排水の整備に努めるとともに、各施設の接続率（水洗化率）の向上に努めます。	下水道課
	○単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽※への転換を推進し、支援します。	環境推進課
市民	○公共下水道区域や農業集落排水区域では、下水道に速やかに接続し、対象区域外では合併処理浄化槽※を設置し、維持管理の適正化に努めます。	
事業者	○公共下水道区域や農業集落排水区域では、下水道に速やかに接続し、対象区域外では合併処理浄化槽※を設置し、維持管理の適正化に努めます。	



環境目標 13 空気をきれいにする

■大気汚染防止対策

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○環境マネジメントシステム※に基づく公共交通機関（デマンドバス等）の利用促進等により、大気汚染の防止に努めます。 ○アイドリングストップ※等、環境にやさしい運転の普及啓発を図ります。 ○新たな大気汚染問題が発生した際には、適切な対応を図ります。 	環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○大気を浄化するため、街路樹や公園の緑化に努めます。 	道路整備課 都市計画課
	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車に低公害車※を導入するとともに、市民及び事業者への意識啓発を促進し、排出ガスの抑制を図ります。 	財政課 環境推進課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○外出の際には、自転車や公共交通機関を利用し、自家用車の利用は控えます。 ○急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップ※を心がけます。 ○低公害車※を購入するように努めます。 ○粒子状物質排出量の少ないディーゼル車や非ディーゼル車への買い替えに努めます。 ○大気を浄化するため、庭やベランダ等の緑化に努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップ※を心がけます。 ○積極的に低公害車※を導入します。 ○粒子状物質排出量の少ないディーゼル車や非ディーゼル車への買い替えに努めます。 ○粒子状物質減少装置を装着します。 ○大気を浄化するため、敷地やその周辺の緑化に努めます。 	

■事業活動に伴う排ガス対策

主体	取組内容	
市	○工場・事業場・建設作業等からの排ガスに対する啓発と指導を行い、適切に処理し、低減します。	関係各課
市民	—	
事業者	○排ガス対策建設機械等を使用するなど、工場・事業場等からの排ガスを適正に処理し、低減します。	

■監視・調査の継続実施

主体	取組内容	
市	○ばい煙※や自動車からの大気汚染の状況を引き続き調査し、監視・指導に努めます。	環境推進課
市民	○ばい煙※、道路沿線等の大気汚染状況の調査に協力します。	
事業者	○自ら排出する大気汚染物質の測定結果の公表に努めます。	

環境目標 14 有害化学物質などの汚染を防ぐ

■有害化学物質の排出防止対策

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○蛍光灯に含まれる PCB*、水銀や鉛等の有害化学物質*の使用抑制と適正処理を指導します。 ○ダイオキシン類*の発生抑制に関する指導に努めます。 ○焼却炉の適正使用及び建設廃材等の野外焼却*防止のための指導をします。 	環境推進課 環境産業課
	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設での有害化学物質*の保管・使用・輸送・廃棄等について、適正な管理に努め、緊急事態の際のルールを作ります。 	関係各課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○蛍光灯に含まれる PCB*、水銀や鉛等の有害化学物質*の適正処理に努めます。 ○適正な焼却炉を使用しない野外焼却*の防止に努めます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○蛍光灯に含まれる PCB*、水銀や鉛等の有害化学物質*を適正処理します。 ○工場・事業場における有害化学物質*の保管・使用・輸送・廃棄等について、適正な管理に努めます。 ○事業所でのごみ焼却量の削減に努めます。 	

■監視・調査の継続実施

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却炉の適正使用及び建設廃材等の野外焼却*の規制と監視体制の強化を図ります。 ○ダイオキシン類*の測定検査を行い、実態の把握に努めます。 	環境推進課 環境産業課
市民	—	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却炉の使用及び野外焼却*の規制を守ります。 ○ダイオキシン類*の測定調査に協力します。 	

環境目標 15 騒音・振動を防ぐ

■自動車の騒音・振動対策

主体	取組内容	
市	○道路の適正な維持・管理に努めます。	道路整備課
	○市民・事業者へマイカーの利用を控え、自転車や公共交通機関を利用するよう呼びかけ、交通量の抑制を図ります。	環境推進課
市民	○車両の適正管理に努めます。 ○マイカーの利用を控えます。	
事業者	○車両の適正管理に努めます。 ○街路樹の整備、緩衝帯の設置に協力します。 ○マイカー通勤を控えます。	

■事業活動に伴う騒音・振動対策

主体	取組内容	
市	○工場・事業場・建設作業における騒音・振動防止、商業施設や飲食店等の深夜営業、または拡声器の使用による騒音防止のための指導の強化を図ります。 ○鉄道騒音については関係機関へ適切な騒音対策を要請します。	環境推進課
	○公共工事において、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音設備の設置、低騒音型機械の使用等を行います。 ○公共施設からの騒音・振動防止に努めます。	関係各課
市民	—	
事業者	○工場・事業場・建設作業における騒音・振動防止、飲食店等の深夜営業または拡声器の使用による騒音防止に努めます。 ○工事の際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音設備の設置、低騒音型機械の使用に努めます。	

■近隣騒音

主体	取組内容	
市	○生活騒音について知識やモラルの普及啓発に努めます。 ○ペットの鳴き声について、飼い主への適切な飼い方の普及啓発に努めるとともに、必要に応じて指導を行います。	環境推進課
市民	○楽器やカラオケ等の使用により、近隣に迷惑をかけないようにします。 ○犬、猫等を飼育する際は、飼い主として適切な飼育に努めます。	
事業者	—	

■監視・調査の継続実施

主体	取組内容	
市	○自動車騒音・振動については、実態を把握するため、主な道路において継続的な調査を行います。 ○工場・事業場・建設作業の騒音・振動については、現場での監視・指導の強化に努めます。	環境推進課
市民	—	
事業者	○騒音・振動の立ち入り調査等に協力します。	

環境目標 16 土壤や地下水を保全する

■土壤汚染対策

主体	取組内容	
市	○廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壤汚染を防止するための監視を行います。 ○工場・事業場・建設作業における土壤汚染防止のための指導を行います。	環境推進課
	○環境保全型農業※の推進による農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。	農政課 環境産業課
市民	○廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壤汚染の防止に協力します。	
事業者	○廃棄物から流出した汚染物質や、排水の適正処理に努めます。 ○工場・事業場・建設作業からの土壤汚染防止に努めます。 ○農薬や化学肥料の使用を減らします。	

■地下水保全対策

主体	取組内容	
市	○雨水浸水施設（雨水浸透樹等）の普及を進め、地下水を保全します。	建築開発課
	○市内の湧水保全に努めます。 ○地下水の適切な利用に努めるとともに、適切な利用について指導・普及啓発に努めます。	環境推進課
市民	○宅地内の雨水の地下浸透に努めます。 ○地下水の適切な利用に努めます。	
事業者	○事業所内の雨水の地下浸透に努めます。 ○地下水の適切な利用に努めます。	

■監視・調査の継続実施

主体	取組内容	
市	○土壤・地下水保全のための定期監視を行います。	環境推進課
市民	○土壤・地下水保全のための定期監視に協力します。	
事業者	○土壤・地下水保全のための定期監視に協力します。	

環境目標 17 悪臭を防ぐ

■悪臭防止対策

主体	取組内容	
市	○工場や事業所等から発生する悪臭について、現地調査を実施し、悪臭の発生軽減対策を指導するとともに悪臭防止について啓発を図ります。	環境推進課 農政課
	○公共施設及び使用する物質からの悪臭防止に努めます。	関係各課
市民	○悪臭防止のためにごみの分別を徹底します。 ○悪臭の発生等について本市へ情報提供を行います。	
事業者	○施設及び使用する物質からの悪臭防止に努めます。	

5. 市民・事業者との協働

環境目標 18 環境教育・環境学習を進める

■地域の環境学習の推進

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none">○市民、事業者、地域と連携した環境に関する学習の場の提供、充実に努めます。○環境保全に関連した施設の見学会等を開催し、環境保全に係る人材の育成を図ります。○自然観察会等の体験学習を取り入れた環境学習の推進を図ります。○環境イベントへの参加を呼びかける等、地球環境問題を考える機会を創出します。○市民一人ひとりが環境モラルを守れるよう、普及啓発に努めます。	環境推進課
市民	<ul style="list-style-type: none">○環境に関する学習の場に積極的に参加します。○環境保全に関連した施設の見学等に積極的に参加します。○環境ボランティア活動に参加します。○市民一人ひとりが環境モラルを守れるよう努めます。	
事業者	<ul style="list-style-type: none">○環境に関する学習の場の提供に積極的に協力します。○環境保全に関連した施設の見学等に協力します。○環境ボランティア活動に参加・協力します。○従業員一人ひとりが環境モラルを守れるよう努めます。	

■小中学校における環境教育の推進

主体	取組内容	
市	○こどもエコクラブ※等の活動を支援します。 ○環境に関する絵画や作文等のコンクールへの参加を推進します。 ○学校職員への情報提供等、小中学校での環境に関する学習を支援します。	学校教育課 環境推進課
	○田植え等の体験学習を取り入れた環境教育を推進します。	学校教育課 環境推進課
	○児童・生徒が環境問題に意識を持つように努めます。 ○学校ごとに環境教育目標を作成し、環境負荷の低減に努めます。	学校教育課
市民	○こどもエコクラブ※等に参加・協力します。 ○自然とふれあう場の設置に参加・協力します。 ○農業等の体験学習に参加します。 ○家庭での環境に関する話し合いを行います。	
事業者	○こどもエコクラブ※等に協力します。 ○自然とふれあう場の設置に参加・協力します。 ○農業等の体験学習に協力します。	

環境目標 19 環境に関する情報を充実する

■環境情報システムの整備、環境情報の提供

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページや広報等により、地球環境の問題や本市の環境に関する情報など、幅広い環境情報の発信に努めます。 ○国や埼玉県と連携して、環境に関する情報の収集と提供を行います。 ○本計画の進行状況について「本庄市の環境」により報告を行います。 ○事業者に対して環境マネジメントシステム※の取得を呼びかけます。 ○ホームページ、広報やパネル展により、環境に関するイベント情報の提供や、活動情報の紹介を行います。 	環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する書籍等を充実させ、環境コーナーの活用を図ります。 	図書館 環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校に環境情報を提供します。 	学校教育課 環境推進課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○広報やホームページ等に掲載されている環境情報を活用します。 ○環境コーナーを活用します。 ○「本庄市の環境」を通じて、市内の環境に関する知識を高めます。 ○子どもたちに環境に関する情報を提供します。 ○テレビ、本及び新聞等を通じて環境情報に目を向けます。 ○広報による環境に関するイベント情報の提供や活動情報の紹介に協力します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○広報やホームページ等に掲載されている環境情報を活用します。 ○環境コーナーの設置に協力します。 ○「本庄市の環境」を通じて、市内の環境に関する知識を高めます。 ○子どもたちに環境に関する情報を提供します。 ○社内報に環境関連の記事を掲載します。 ○広報により環境に関するイベント情報の提供や活動情報の紹介に協力します。 ○環境マネジメントシステム※の取得を検討します。 ○環境に関する情報の公開に努めます。 	

環境目標 20 多彩で活発な環境活動を進める

■ 地域における環境保全活動の推進

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や事業者の自主的な環境保全活動を支援します。 ○環境イベント等への参加を呼びかけ、環境保全に関するリーダーを育成します。 ○環境保全活動を進めるため、人材の育成や活用を図ります。 ○元小山川の浄化活動や清掃活動を促進します。 ○事業者が行っている環境保全活動を支援します。 	環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○市内一斉清掃・河川浄化活動等、地域での環境保全活動を継続的に実施し、意識啓発を図ります。 	市民活動推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○市民による環境美化保全活動への積極的な参加を呼びかけます。 	環境推進課 市民活動推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○「有機 100 倍運動」等、環境保全型農業※を引き続き推進します。 	農政課 環境産業課
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ボランティア等による環境保全活動を支援します。 	都市計画課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域への規範となるよう「環境マネジメントシステム※」に基づいて、本市の事務・事業における環境配慮を進めます。 ○すべての行政活動において環境配慮に努めます。 	全職員
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の環境保全活動に積極的に参加します。 ○環境美化活動、地域ボランティア活動等に参加します。 ○自然観察会等の体験学習に積極的に参加します。 ○事業者による環境保全活動に関心を持ちます。 ○河川における清掃活動に参加します。 ○市民の環境美化保全活動に参加します。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の環境保全活動に積極的に協力します。 ○環境美化活動、地域ボランティア活動等を支援します。 ○自然観察会等の体験学習に協力します。 ○有機栽培等、環境保全型農業※に積極的に取り組みます。 ○河川における清掃活動に協力します。 ○市民の環境美化保全活動へ協力し、参加の機会を提供します。 	

■環境保全活動を通じた交流・協力の推進

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全活動に関する情報提供・情報交流に努め、環境保全に係る人材育成を進めます。 ○周辺自治体との連携による環境保全活動の広域的展開を検討します。 	環境推進課
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全について、行政や事業者とも相談し、連携・協力の下、取組を推進します。 ○周辺自治体の人たちと連携して、広域的に環境保全活動に取り組みます。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な取組の推進を図るため、関係する業者や機関と連携・協力します。 ○周辺自治体の人たちと連携して、広域的に環境保全活動に取り組みます。 	

環境目標 21 広域的な連携を促進する

■広域的な連携の促進

主体	取組内容	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、市民・事業者並びに埼玉県及び他自治体と協力し、環境に関する広域的な取組を行います。 ○国、埼玉県及び他自治体における環境施策の情報収集を積極的に行います。 ○国や埼玉県における環境についての取組へ積極的に参加します。 	関係各課
市民	○市の行う広域的な取組へ参加・協力に努めます。	
事業者	○市の行う広域的な取組へ参加・協力に努めます。	



